

特別養護老人ホームあそか苑

入居契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人明照会の経営する特別養護老人ホームあそか苑（以下「あそか苑」という。）は、契約者が施設における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、あそか苑から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項説明書の内容を十分説明を受け理解した上で、次のとおり入居契約（以下「本契約」という。）を締結いたします。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 あそか苑は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 あそか苑が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む。以下「施設サービス計画」という）は、施設サービス計画書に定めるとおりとします。
- 3 但し、あそか苑は、施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。
- 4 契約者は、第16条に定める本契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から利用者の要介護認定の有効期限満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約の終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介

護者（要介護１～要介護５）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第３条（施設サービス計画の決定・変更）

- １ あそか苑は、介護支援専門員に第１条第２項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ２ 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ３ あそか苑は、１年に１回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを再アセスメントさせ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められる場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- ４ あそか苑は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を説明するものとします。

第４条（介護保険給付対象サービス）

- １ あそか苑は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対して入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第５条（介護保険給付対象外のサービス）

- １ あそか苑は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - Ⅰ 契約者が使用する以下の種別の居室の提供
 - ①ユニット型個室
 - Ⅱ 契約者の食事の提供
 - Ⅲ 契約者が希望する理美容サービス
 - Ⅳ 別に定めるところ（※重要事項説明書の記載）に従って、契約者が希望する貴重品の管理
 - Ⅴ 契約者が希望する、あそか苑が特に定める教養娯楽設備等の提供

るいはレクリエーション行事

- 2 前項の他、あそか苑は契約者との合意によって日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 あそか苑は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の遵守）

- 1 あそか苑は、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 また、あそか苑は運営規程を遵守するものとします。

第二章 料金

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額：通常はサービス利用料金の1割）をあそか苑に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます〔償還払い〕。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は自らが希望する居住費と食費及び契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）をあそか苑に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1カ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までにあそか苑が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、あそか苑は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、あそか苑は、契約者に対して、変更を行う日の2カ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 あそか苑の義務等

第9条（あそか苑及びサービス従事者の義務）

- 1 あそか苑及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 あそか苑は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 あそか苑は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 あそか苑及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 あそか苑は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 あそか苑は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を徴収します。

第10条（守秘義務等）

- 1 あそか苑は、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続

します。

- 2 あそか苑は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 あそか苑は、第20条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。
- 4 守秘義務がある上でも、虐待の疑いなどが認められた場合、義務により市町への通報を行います。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合にはあそか苑及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- 3 但し、その場合あそか苑は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 4 契約者は、あそか苑の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 5 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等とあそか苑との協議により、居室の変更又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条（契約者の禁止行為）

- 1 契約者は、あそか苑内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
 - I 決められた場所以外での喫煙
 - II サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
 - III 入居規則その他においてあそか苑が定めた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（あそか苑の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 あそか苑は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 また、あそか苑は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者またはご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

第14条（損害賠償がなされない場合）

- 1 あそか苑は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、あそか苑は損害賠償責任を免れます。
- 2 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 契約者の急激な体調の変化及び利用者自身による防ぎ難い事故等、あそか苑の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 5 契約者が、あそか苑もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第15条（あそか苑の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 あそか苑は、契約の有効期間中、地震・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、あそか苑は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとしま

す。

- 3 その際、1カ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第5項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第16条（契約の終了事由）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく本契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従いあそか苑が提供するサービスを利用することができるものとします。
- 2 契約者が死亡した場合。
- 3 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- 4 あそか苑が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりあそか苑を閉鎖した場合。
- 5 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- 6 あそか苑が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- 7 第17条から第19条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。

第17条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合、契約者は契約終了を希望する日の7日前までにあそか苑に通知するものとします。
- 2 契約者は、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、あそか苑が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第7条第5項の規定は、本条に準用されます。

第18条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、あそか苑もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する

行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 2 あそか苑もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- 3 あそか苑もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合。
- 4 あそか苑もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことやハラスメント行為を行うこと、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 5 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、あそか苑が適切な対応をとらない場合。

第19条（あそか苑からの契約解除）

- 1 あそか苑は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- 2 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれ告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 3 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 4 契約者が、故意又は重大な過失によりあそか苑又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことやハラスメント行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 5 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的又は優越的な関係を背景とした言動などであって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものなどにより、サービス従業者等の就業環境が害された場合。
- 6 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- 7 契約者が連続して3カ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。

- 8 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- 9 前項の規定による契約の終了後、退居までにあそか苑が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第20条(契約の終了に伴う援助)

- 1 本契約が終了し、契約者があそか苑を退居する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、あそか苑は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。
 - I 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
 - II 居宅介護支援事業所の紹介。
 - III その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。
- 2 また前条の規定により契約が解除され、契約者があそか苑を退居する場合には、契約者の希望により、あそか苑は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第一から第三号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

第21条(契約者の入院に係る取り扱い)

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3カ月以内に退院が見込まれかつ退院した場合には、退院後も再びあそか苑に入居できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にあそか苑の受入の準備が整っていないときは、法人内の短期入所生活介護小規模多機能のサービスを利用していただく場合があります。
- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。なお、特定入所者介護サービス費の給付対象者で負担限度額の減免は、国が定める期間内（6日間）に限定されます。
- 3 契約者が3カ月を越えて入院が見込まれる場合に、あそか苑が契約を解除した場合であっても3カ月以内に退院されたときには、あそか苑は再び施設に入居できるよう努めます。
- 4 契約者は、入院した翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に、重要事項説明書に定める料金体系

に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）をあそか苑に支払うものとします。

- 5 あそか苑は、契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができます。この場合には、契約者は第2項及び第4項の利用料金（居住費及び自己負担額）を支払う必要はありません。

第22条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第15条第2項から第7項により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第4項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）をあそか苑に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第20条第1項に定める援助を希望する場合には、紹介が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。但し、あそか苑が紹介を完了した時には、契約者は直ちに居室を明け渡し、かつ、前項の利用料金を直ちに支払う義務を負うこととなります。
- 4 第1項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第5項を準用します。

第23条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者のあそか苑に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。負担額は、極度額100万円を限度とします。なお、身元引受人からの請求があった場合には、施設は身元引受人の方の利用料金等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供致します。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - I 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること。

- Ⅱ 本契約が終了した場合に、あそか苑を協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること。
- Ⅲ 契約者が死亡した場合、速やかに、遺体及び残置物の引取りなど必要な処理を行うこと。
- 3 あそか苑は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 あそか苑は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
- 7 あそか苑は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があったときには、これを通知することいたします。

第24条（一時外泊）

- 1 契約者は、あそか苑の同意を得た上で、あそか苑外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の2日前までにあそか苑に届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は、居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた外泊に係るサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）をあそか苑に支払うものとします。

第七章 その他

第25条（代理人の指定）

- 1 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

(代理人) 住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

第26条（苦情処理）

- 1 あそか苑は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第27条（裁判管轄）

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第28条（協議事項）

- 1 本契約および「重要事項説明書」の解釈や定めのない事項については、民法、介護保険法、老人福祉法および関係法令の定めるところを尊重し、利用者、保証人、事業者が誠意を持って協議するものとします。

以上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者（もしくは身元引受人）、あそか苑が署名のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者	事業者名 理事長	社会福祉法人明照会 善 部 修	⑩
	事業所名 住 所	特別養護老人ホームあそか苑 伊丹市中野西 1-18	
	説明者	_____	⑩
契約者 (利用者)	住所	_____	
	氏名	_____	⑩
身元引受人	住所	_____	
	氏名	_____	⑩
		契約者（利用者）との続柄（ ）	

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名・押印を代行いたします。

署名代行者	住所	_____	
	氏名	_____	⑩
		契約者（利用者）との続柄（ ）	
	電話番号	_____	
	F A X 番号	_____	

